

台 帳 番 号	
使用者コード	
住 宅 地 図 P	

貯水槽水道変更及び廃止届

令和 年 月 日

岩国市水道事業管理者 殿

届出者 (新設置者)	住所 _____
	氏名 _____
	電話 () - _____

下記のとおり、貯水槽水道にかかる事項を変更及び廃止したので、貯水槽水道指導基準5の2の規定により届けます。

建 物 の 所 在 地 _____

建 物 の 名 称 _____

変更及び廃止日	変更日	令和 年 月 日
	廃止日	

変 更 事 項	
(新) 設 置 者 住所	_____
氏名	_____ 電話 _____
(旧) 設 置 者 氏名	_____
(新) 管理責任者 住所	_____
氏名	_____ 電話 _____
(旧) 管理責任者 氏名	_____

留 意 事 項
1 貯水槽水道は、水道法(昭和32年法律第177号)でいう給水装置ではないので、貯水槽水道の設置者は、自らの責任において岩国市水道条例に定められた管理及び検査を適正に行い、修理、清掃及び検査結果等を記録し、保管すること。
2 貯水槽水道の改造等を行うときは、貯水槽水道設置工事届を水道局指定様式により直ちに水道局工務課給水係に届け出ること。
3 貯水槽の清掃、検査等を行った場合は、水道局工務課給水係に報告すること。